

# 家畜衛生インフォメーション

## 飼養衛生管理基準を守りましょう

我が国では3年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、大きな問題になっていますが、この機会に家畜の飼養衛生管理基準について再確認しましょう。

### 飼養衛生管理基準の制定

農林水産省では、食品の生産段階における安全性の徹底を図るため、畜産物の生産に関する家畜伝染病予防法を改正し、平成16年9月、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準（10項目）を定めました。

### 家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つ（伝染病になる）には、

- ① 病原体が存在する感染源があること
- ② 家畜までの感染経路があること
- ③ 病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること

の3つの条件が必要であり、このうちひとつでも無くせば、伝染病は予防出来ます。

## 飼養衛生管理基準（10項目）を定期的にチェックしましょう。

### 1. 畜舎・器具等の清掃・消毒

- ・ 定期的な除糞や敷き料交換
- ・ 十分な清掃と洗浄
- ・ 定期的な畜舎、器具の消毒
- ・ 家畜、作業衣・靴を清潔に

